

**高齢者バス運賃割引証に関する
アンケート調査報告書**

平成 24 年 6 月

芦屋市保健福祉部高年福祉課

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りを持って、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目次

I. アンケート調査の概要	1
◇調査の目的	1
◇調査方法	1
◇回収結果	1
◇調査結果の留意点	1
II. アンケート調査の結果	2
1 小学校区別対象者	2
2 小学校区別利用者	2
3 男女別対象者・利用者	3
4 年齢区分別対象者	4
5 目的別利用者	4
6 小学校区別利用回数	5
7 助成方法等に関するご意見	8
III. アンケート結果からの考察	9
高齢者バス運賃助成事業アンケート結果からの考察	9
表1 高齢者の市バス等による外出支援の事例	10
表2 類似市の高齢者の市バスによる外出支援事業の事例	10
IV. 資料	11
高齢者バス運賃割引証に関するアンケート	11
高齢者バス運賃割引証の交付について	12
芦屋市高齢者バス運賃助成事業実施要綱	14

I. アンケート調査の概要

◇ 調査の目的

平成 23 年度から有効期間 3 年間の高齢者バス運賃割引証の更新にあたり、高齢者バス運賃割引証の利用状況など、今後の助成制度のあり方について必要な基本的な資料を収集するため、アンケート調査を実施しました。

◇ 調査方法

	高齢者バス運賃割引証に関するアンケート調査
調査対象	平成 23 年 3 月 24 日現在の市内在住 70 歳以上の 高齢者バス運賃割引証交付者 15,941 人
配布・回収	郵送によるアンケート用紙の配布・回収
調査期間	平成 23 年 3 月 28 日～7 月 31 日

◇ 回収結果

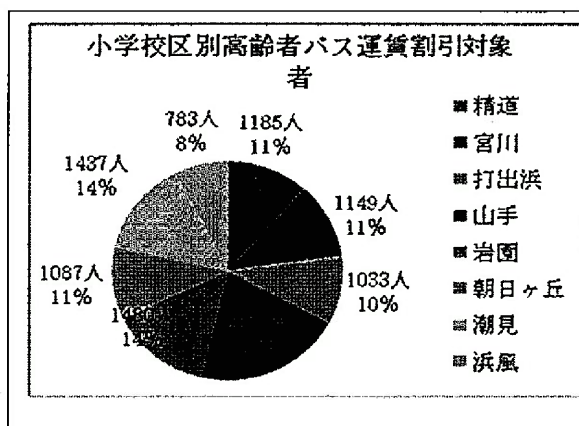
	高齢者バス運賃割引証に関するアンケート調査
アンケート用紙配布数	15,941
回収枚数	10,477
回収率	65.72%

◇ 調査結果の留意点

- 1 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 2 百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文および図の数字に関しては、すべて小数点以下を四捨五入して表記しています。複数回答の設問では、すべての比率の合計が 100%を超えることがあります。

Ⅱ. アンケート調査の結果

1 小学校区別対象者



(21%)、岩園地区 1,480 名 (14%)、朝日ヶ丘地区 1,087 名 (11%)、潮見地区 1,437 名 (14%)、浜風地区 783 名 (8%) となった。

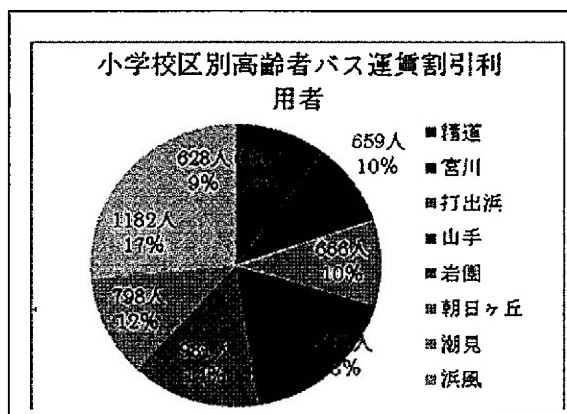
地区不明者もあり、小学校区別で見た高齢者バス運賃割引対象者数は、10,318 名であった。

今回の高齢者バス運賃割引証に関するアンケートの回収枚数は、10,477 枚であった。

小学校区別では、精道地区、宮川地区、打出浜地区、山手地区、岩園地区、朝日ヶ丘地区、潮見地区、浜風地区の 8 地区に分けられる。

小学校区別の高齢者バス運賃助成制度の対象者数は、精道地区 1,185 (11%)、宮川地区 1,149 名 (11%)、打出浜地区 1,033 名 (10%)、山手地区 2,164 名

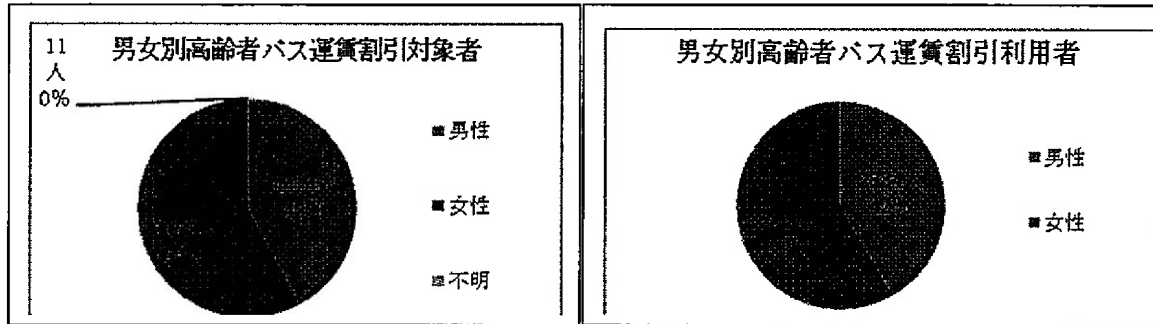
2 小学校区別利用者



次に、小学校区別の高齢者バス運賃助成制度の利用者を見てみると、精道地区における高齢者バス運賃割引証の利用者は、696 名 (10%)、宮川地区では 659 名 (10%)、打出浜地区では 666 名 (10%)、山手地区では 1,231 名 (18%)、岩園地区では 981 名 (14%)、朝日ヶ丘地区では 798 名 (12%)、潮見地区では 1,182 名 (17%)、浜風地区では 628 名 (9%) であった。

今回のアンケートにおいて、小学校区別の高齢者バス運賃割引対象者数 10,318 名のうち、高齢者バス運賃割引証を利用している人、利用できている人の数は、6,841 名にとどまっており、利用者は対象者全体の 7 割弱の人となっている。

3 男女別対象者・利用者



次に、男女別に高齢者バス運賃割引証の対象者、利用者の割合を見てみると、まず、男女別の高齢者バス運賃割引証の対象者数は、男性は、4,414名（42%）である。

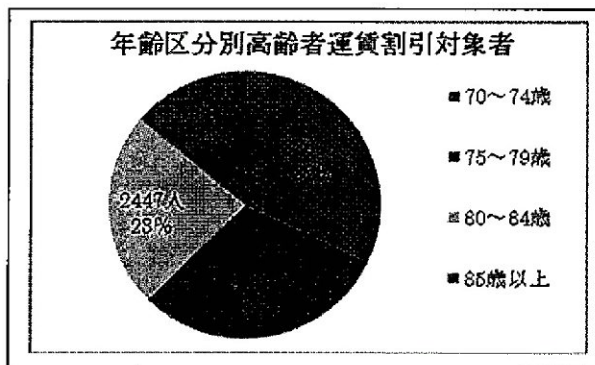
一方、女性は、6,052名（52%）であり、男性の約1.37倍の方が対象となっている。なお、性別の記入がない者が11名であった。

次に、高齢者バス運賃割引証の対象者のうち、実際に高齢者バス運賃割引証を利用してある方の件数を検討すると、性別の記入がない者を除く男女の割引証の対象者数は、10,466名であるが、利用者数に関しては、男性は2,834名（42%）、女性は3,994名（58%）となり、合計は6,828名である。

なお、小学校区を記載されていない方の中に、性別が記載されている方もおられるため、合計数が異なる。

したがって、対象者が10,466名に対し、利用者が6,828名ということを前提に、実際、利用されているかた、利用できているかたは、約6.5割となる。

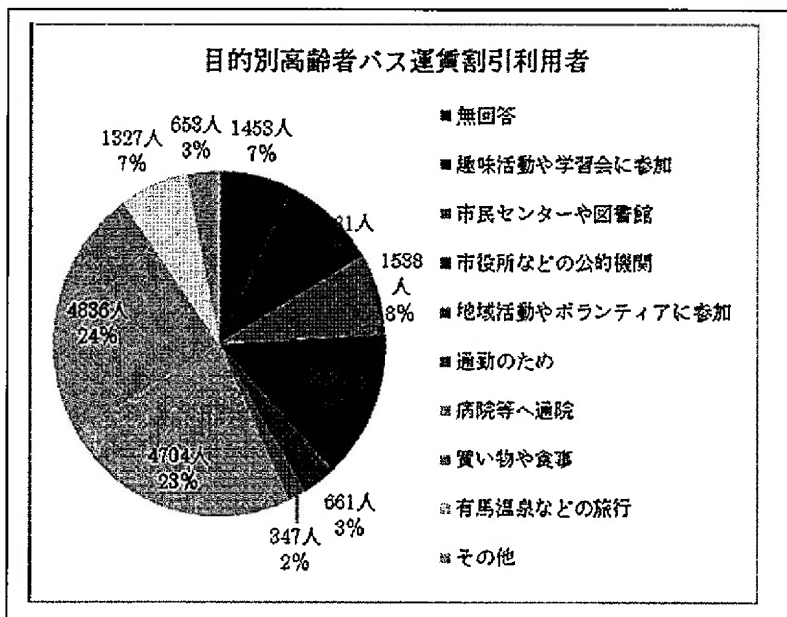
4 年齢区分別対象者



次に、今回のアンケート調査による年齢区分別における高齢者バス運賃割引証の対象者についてみると、70歳～74歳は、3,360名(32%)、75歳～79歳は、3,218名(31%)、80歳～84歳は、2,447名(23%)、85歳以上は、1,480名(14%)となった。

対象者としては、年齢の低い段階の人たちの方が多い結果となった。

5 目的別利用者



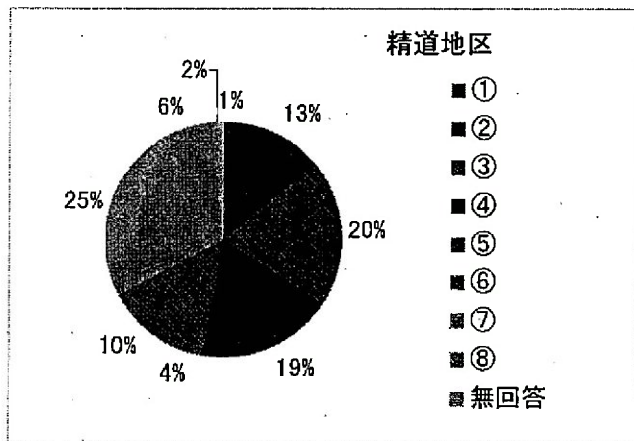
次に、高齢者バス運賃割引証の目的別による利用についてみると、無回答の方が、1,453(7%)、趣味活動や学習会に参加するために利用している方は、1,881名(9%)、市民センターや図書館へ行くために利用している方が、1,538名(8%)、市役所などの公的機関に行くために利用している方は、2,831名(14%)、地

域活動やボランティアに参加するために利用している方は、661名(3%)、通勤のために利用している方が、347名(2%)、病院などの通院のために利用している方が、4,704名(23%)、買い物や食事のために利用している方が、4,836名(24%)、有馬温泉などの旅行のために利用している方は、1,327名(7%)、その他(霊園など)の目的で利用している方653名(3%)となった。

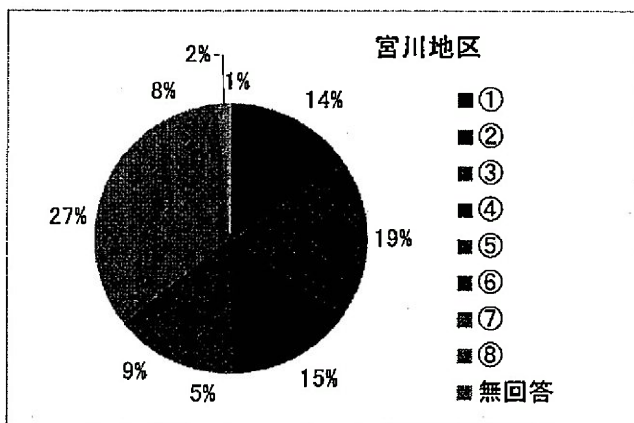
この目的別に関する回答については、複数回答が可能のため、合計数は20,231名となっている。

最も利用数が多いのは、買い物や食事であり、次に病院などへの通院といった日常生活に関する数値が高い結果となっている。

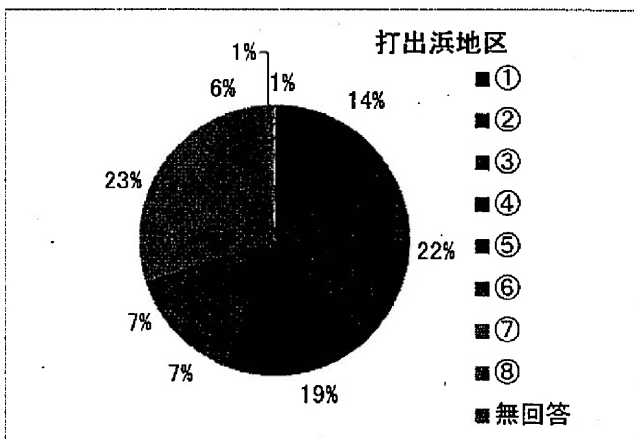
6 小学校区別利用回数



精道地区		
①	毎日、使用する	1%
②	週に3～4日程度	13%
③	週に1日程度	20%
④	月に1日以上	19%
⑤	2か月に1日程度	4%
⑥	3か月に1日程度	10%
⑦	使ったことがない	25%
⑧	使えない	6%
無回答		2%



宮川地区		
①	毎日、使用する	1%
②	週に3～4日程度	14%
③	週に1日程度	19%
④	月に1日以上	15%
⑤	2か月に1日程度	5%
⑥	3か月に1日程度	9%
⑦	使ったことがない	27%
⑧	使えない	8%
無回答		2%

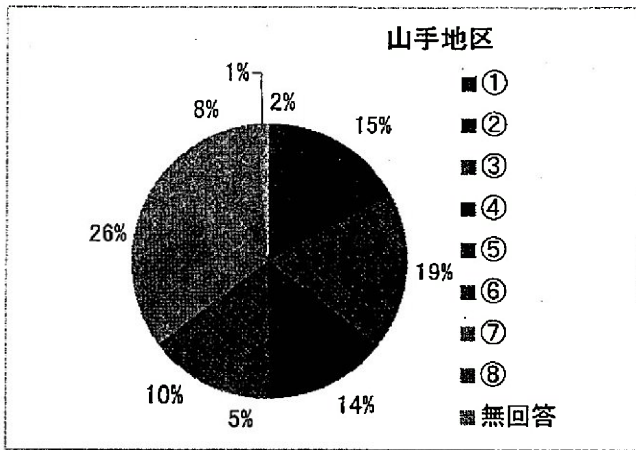


打出浜地区		
①	毎日、使用する	1%
②	週に3～4日程度	14%
③	週に1日程度	22%
④	月に1日以上	19%
⑤	2か月に1日程度	7%
⑥	3か月に1日程度	7%
⑦	使ったことがない	23%
⑧	使えない	6%
無回答		1%

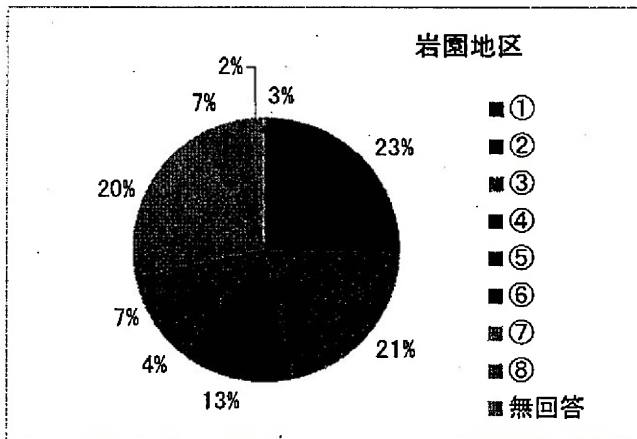
精道、宮川・打出浜地区での高齢者バス運賃割引証の利用回数を見てみると、それぞれの地区で、約2割の方が、③週に1日程度利用されている。

他方、⑦使ったことがない、との回答が、それぞれ23%～27%であり、他の地区と比べて、高い割合となっている。

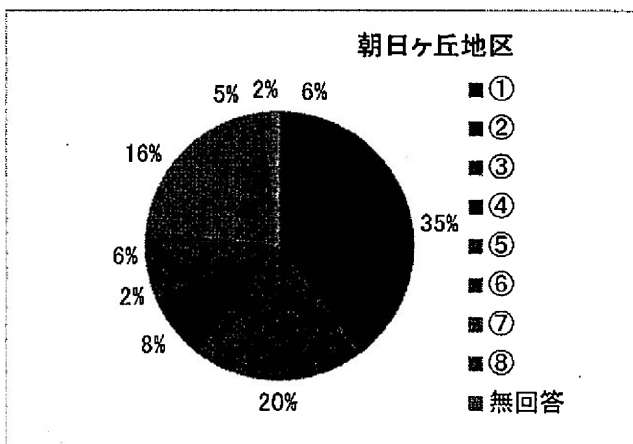
6 小学校区別利用回数(つづき)



山手地区		
①	毎日、使用する	2%
②	週に3～4日程度	15%
③	週に1日程度	19%
④	月に1日以上	14%
⑤	2か月に1日程度	5%
⑥	3か月に1日程度	10%
⑦	使ったことがない	26%
⑧	使えない	8%
無回答		1%



岩園地区		
①	毎日、使用する	3%
②	週に3～4日程度	23%
③	週に1日程度	21%
④	月に1日以上	13%
⑤	2か月に1日程度	4%
⑥	3か月に1日程度	7%
⑦	使ったことがない	20%
⑧	使えない	7%
無回答		2%

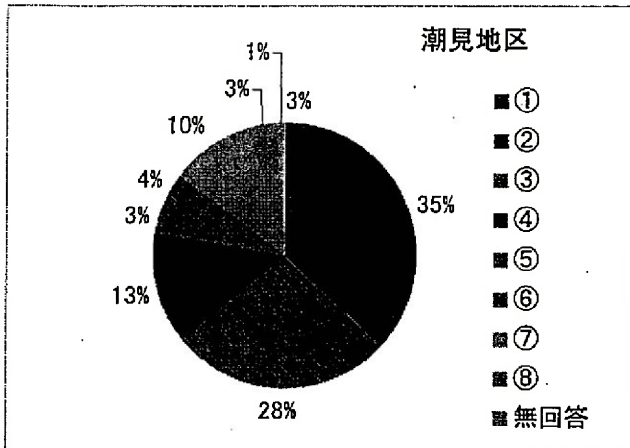


朝日ヶ丘地区		
①	毎日、使用する	6%
②	週に3～4日程度	35%
③	週に1日程度	20%
④	月に1日以上	8%
⑤	2か月に1日程度	2%
⑥	3か月に1日程度	6%
⑦	使ったことがない	16%
⑧	使えない	5%
無回答		2%

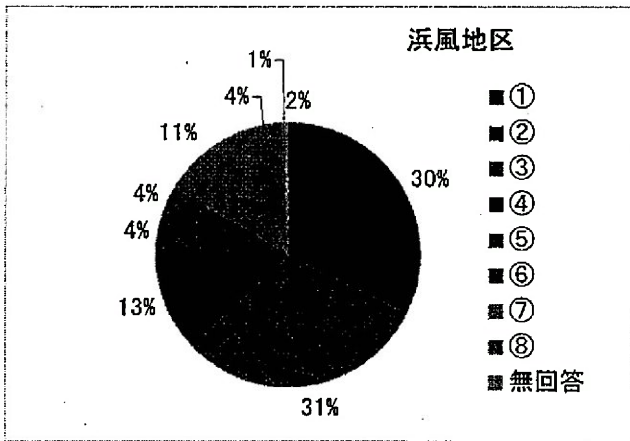
山手、岩園・朝日ヶ丘地区での高齢者バス運賃割引証の利用回数を見てみると、精道・宮川・打出浜地区と同じく、③週に1日程度の利用が約2割であった。

特に、岩園地区で、②週に3～4日程度利用しているとの回答が23%、朝日ヶ丘地区では、35%と高い割合で利用されている。

6 小学校区別利用回数(つづき)



潮見地区		
①	毎日、使用する	3%
②	週に3～4日程度	35%
③	週に1日程度	28%
④	月に1日以上	13%
⑤	2か月に1日程度	3%
⑥	3か月に1日程度	4%
⑦	使ったことがない	10%
⑧	使えない	3%
無回答		1%



浜風地区		
①	毎日、使用する	2%
②	週に3～4日程度	30%
③	週に1日程度	31%
④	月に1日以上	13%
⑤	2か月に1日程度	4%
⑥	3か月に1日程度	4%
⑦	使ったことがない	11%
⑧	使えない	4%
無回答		1%

潮見、浜風地区での高齢者バス運賃割引証の利用回数を見てみると、潮見地区では、②週に3～4回程度の利用が35%、③週に1日程度の利用が28%であり、浜風地区においても、②週に3～4回程度の利用が30%、③週に1日程度の利用が31%と高い。

他方、⑦使ったことがない方は約1割と他地区と比べて低い割合であった。

7 助成方法等に関するご意見

ご意見の要旨	回答数
阪神バスも利用できるようにしてほしい。	201
敬老回数カードのほうがよい。	135
全額助成してほしい。	131
タクシー運賃を助成してほしい。	117
他の交通機関も利用できるようにしてほしい。	117
バス停が近くにない等バス路線に問題がある。バス路線がわからない。	79
別の助成方法を希望	79
割引証の改善（ラミネート，色別，プライバシーの保護）	69
グランドバスを利用している。	64
現金給付（一部でも可）	53
現行の制度がよい。	46
利用しない人には無意味な制度である・不要	43
支払額110円を100円にしてほしい。	43
神戸市や西宮市といった他市の助成方法を参考にしてほしい。	34
不公平な制度である。	33
証明証と支払いが一緒になったカードがほしい。	24
申請方式にしてはどうか。	20
定期券を利用している。	18
阪急バス会社への申立て	15
市外でも利用できるようにしてほしい。	14
対象者の変更（年齢制限・所得制限）	13
割引証や敬老回数カードなどの選択制にしてほしい。	12
身体障害者手帳を利用している。	10
タッチ式（ICOCA）のようなカードでの支払いを可能にしてほしい。	9
家族，介助者も利用できるようにしてほしい。	9
1000円回数カード，110円回数券の購入方法について	8
もったいない，ばらまき政策である。	4
家族で同一の送付にするべき。	3
その他	32

自由意見の要旨をまとめた結果，1，435件のご意見をいただいた。

なお，複数のご意見については，それぞれの項目で計上している。

高齢者バス運賃助成事業アンケート結果からの考察

関西学院大学人間福祉学部教授 山本 隆

1. はじめに

市の高齢者バス運賃助成事業の趣旨は、高齢者の地域活動、老人クラブ活動、スポーツ、健康及び文化活動等の社会参加である。対象者は70歳以上で、バス運賃助成として対象者に割引乗車証を交付している。助成等の内容は、降車時に割引乗車証を提示することで、所定運賃の半額で乗車できるというものである。以下に、アンケート結果から簡単な考察を示しておきたい。

2. 高齢者のための外出保障

芦屋市は狭い地域で、市内の移動は比較的容易であると考えられる。しかし、これは高齢者には不適切な発想である。路線バスの利用は多く、高齢者にとって外出はかけがえのない行為である。仮に高齢者バス運賃助成事業を見直すとすれば、外出機会が激減し、受診抑制などの行為が生じることが予想される。このことが介護保険制度における要介護・要支援状態の高齢者を増やすことになるのは明白である。またバス利用の抑制で、低所得者には疎外感が生じる。同様に、医療費の増加として反映されることが予想される。

3. 高齢者バス運賃助成事業継続の根拠

社会参加の意義は行政としては、強調してもしすぎることはない。社会参加、社会貢献、生きがい、健康づくりなどの活動は、介護予防に直結するものである。介護予防の推進という観点からは、介護予防を広い概念として捉え、社会参加を社会全体の取組として進めていくことが必要である。要介護の状態にはならない、介護が必要となっても可能な限り軽度の状態で自分らしく生きていくことは高齢者をはじめとして地域社会の共通の願いである。今後高齢化は進行するが、大部分は介護を必要としない高齢者である。元気な高齢者が増加していくことにより、高齢者自身が地域社会での助け合いの仕組みの主体となることが可能となる。介護に要する費用が過度に増大することを防ぎ、負担を適正なものとするためにも、介護保険制度のみに頼るのではなく、高齢者自らが介護予防に取り組むとともに、高齢者相互の助け合いの仕組みを充実させていく必要がある。高齢者自身が健康づくりや介護予防に取り組むことにより、個人的・社会的な介護の負担は確実に軽減する。たとえ財政難であれ、地域社会に積極的に参加することを可能とする条件整備は市町村行政の責務である。否、むしろ費用便益の視点から、本事業の継続性が望ましいと考える。

Ⅲ. アンケート結果からの考察

参考資料 (出典 第4回尼崎市老人市バス特別乗車証のあり方検討会資料)

表1 高齢者の市バス等による外出支援の事例

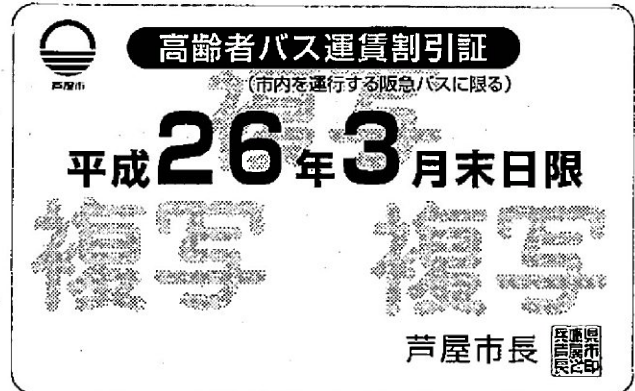
都府県	36	37	38	39	40
都府県	尼崎市	鳥取市	河内長野市	堺市	津島市
事業名	老人乗台バス運賃助成事業	高齢者市バス乗車証交付事業	高齢者バス等乗車券助成事業	高齢者乗車証交付事業	高齢者バス運賃助成事業
目的・趣旨	高齢者の外出支援、社会参加促進、健康の維持増進	高齢者の外出支援、社会参加促進	高齢者の社会参加と生きがい活動の促進	高齢者の生活、生活利便向上、社会的交流を促した生きがいの向上	高齢者の地域活動、老人クラブ活動、スポーツ、読書及び文化活動等の社会参加促進
対象者の要件	75歳以上	70歳以上	70歳以上	70歳以上	70歳以上
交付方法	対象者へ郵送	対象者へ郵送(2年更新)(新規対象者へは毎月郵送)	対象者へ申請書を郵送→希望者から申請があれば乗車券を郵送記録で郵送	対象者へ申請書を郵送→希望者からの申請に基づき交付	バス運賃助成として、対象者に割引乗車証を郵送
助成等の内容	バス乗車券(100円×40枚=4,000円分)を交付	市営バスに無料で乗車できる特別乗車証を交付	バス乗車券(3,000円分)を交付(※バスの利用が困難な者には電車・タクシーの助成)	乗車券(1乗車100円)と乗車券(市営バス・神姫バス・山陽バス・近畿バス・山陽電車・新西日本・タクシーの7種類の回数券から2種類まで組み合わせ可能で合計5,000円分まで利用可能)のいずれかを交付	乗車証に割引乗車証を提示することで、所定運賃の半額で乗車できる
利用可能な事業者等	市営1、民営1	市営1	民営1	市営1、民営2	民営1

都府県	41	42	43	44	45
都府県	徳島市	宝塚市	川崎市	巨野市	松山市
事業名	高齢者バス運賃助成事業	高齢者バス運賃助成事業	高齢者おでかけ促進事業	高齢者バス・鉄道運賃助成事業	高齢者市営バス事業
目的・趣旨	高齢者の社会参加促進	社会参加促進、生きがいの向上	市の主催する文化・観光・イベント等への高齢者の自発的な外出促進、社会参加、生きがいの向上	社会参加、健康づくり、生きがいづくり等	高齢者の外出支援、生きがいづくり
対象者の要件	市内居住1年以上で70歳以上	70歳以上	70歳以上(要介護3以上の者を除く)	70歳以上	70歳以上
交付方法	申請に基づき交付(既交付者は、3年ごとの特定日に更新)	既存対象者へは回数券購入助成券を郵送(新規対象者へは申請書を郵送)	対象者へ申請書を郵送→希望者からの申請に基づき交付	対象者へは割引証を郵送(新規対象者へは申請書を郵送→希望者からの申請に基づき交付)	申請に基づき交付
助成等の内容	市営バスに無料で乗車できる特別乗車証を交付	緊急・臨時バス回数券2,140円(1枚)を560円引き、緊急臨時バス回数券4,500円(2枚)を1,120円引きで購入できる助成券を年12枚交付	電車・バス・タクシー回数券等購入助成券3,000円分を交付(1,000円割引券3枚)(ただし、夜間の乗車回数券は購入金額の半額まで使用可)	電車・バス回数券3,000円分の購入時に使用できる割引証を2,000円割引券1枚、1,500円割引券5枚交付	1日100円相当バスに無料で乗車できる乗車券を交付
利用可能な事業者等	市営1	民営3	民営(ほぼ民間企業)	市営3	民営2

表2 類似市の高齢者の市バスによる外出支援事業の事例 (平成20年10月現在)

都市名	尼崎市	宇都宮市	西宮市	大分市	長崎市	鹿儿岛市
対象者の要件	市内居住1年以上で70歳以上	年度末で70歳以上	市内居住1年以上で70歳以上	市内居住1ヶ月以上で70歳以上	市内居住で交付年度中に70歳以上	市内居住で70歳以上
助成の方法	申請に基づき特別乗車証を交付	申請に基づき割引購入助成券を交付	対象者への郵送により割引購入助成券を交付	案内のはがきに写真を添えて申請し特別乗車証及び専用バスカードを交付	対象者へは引き換えはがきを郵送。希望者の申請に基づき利用券を交付	申請に基づき特別乗車証を交付
助成の内容	市内市営バス路線全線を無料で乗車できる。	民営バス3社共通の高齢者専用バスカード5,000円分など計4種類の中から1種類を選択し、1,000円で購入できる。(費用負担：利用者1/5・市3/5・事業者1/5)	電車・バス・タクシーで利用できる割引購入証を5,000円分(①1,000円×5枚)交付される。利用に際しては半額以上が自己負担となる。(例えば、2,000円のカード購入では1枚(1,000円)しか使用できない。)	交付されるワンコイン専用バスカード(出発カード)の使用により、通常運賃に合わせた利用者負担金を支払って乗車できる。(利用者負担金：390円以下～100円、400円～560円～200円、600円以上～300円)	バス・電車共通利用券5,000円分など計4種類のうちから1種類を選択し、無料で交付が受けられる。	市営バス・路面電車、民営バス、船舶を通常料金の1/3の料金を利用可能。(費用負担：利用者1/3・市1/3・事業者1/3)
利用可能な事業者等	市営バス	民営バス3社・コミュニティバス	電車3社・民営バス2社・タクシー7社	民営バス5社	県営バス・民営バス1社・民営路面電車1社・タクシー(協同組合加入のみ)・船組3社	市営バス、民営バス4社、市営路面電車、船組1社

注 二重枠は市がバス事業を運営している市



ここを折り曲げて割引証をはがしてください。

高齢者バス運賃割引証の交付について

●対象となるかた

市内にお住まいの70歳以上のかた

●ご利用方法

降車時に割引証を提示し、所定の運賃の半額をお支払いください。

※10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により算出した額になります。

※お支払いは、現金、バス1,100円回数カードまたは110円回数券でお願いします。

※回数カード、回数券は、営業所または最寄りの販売所にてお買い求めください。(裏面参照)

バスの車内での販売はしていません。

※PiTaPaカード、ICOCAカードなどのタッチ式ICカードはご利用できません。

●ご利用範囲

阪急バスが芦屋市内において発着する運転系統の全区間

●ご利用期間

平成26年3月31日まで

●旧割引証の返却について

旧割引証は同封の返信用封筒にアンケート用紙と一緒にに入れてご返送ください。

●ご注意

割引証は、第三者が使用することはできません。

死亡・転出などで使用資格を失ったときは、ご返却ください。

不正使用があった場合、割引証を返却いただき、以後、利用ができなくなります。

お問い合わせ
芦屋市保健福祉部高年福祉課
TEL 38-2044(直通) FAX 38-2160



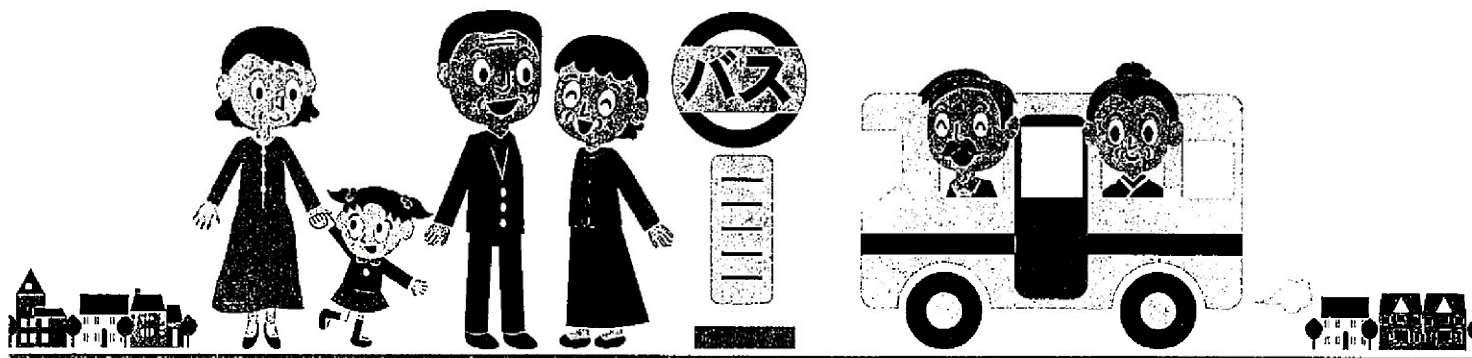
ご利用について

1. 降りる時に割引証を提示し、所定の運賃の半額(10円未満の端数が生じた場合、四捨五入により算出した額)をお支払いください。お支払いは、現金、バス1,100円回数カード、または110円の回数券でお願いします。
2. バスが芦屋市内において発着する運転系統の全区間で利用できます。
3. 次の場合には、本証をお返してください。
 - ① 転出等で使用資格を失ったとき。
 - ② 本証を汚損し、記載事項が不明となったとき。(再交付します。)
4. 本証を第三者に転貸することはできません。不正に使用されたときは、返却いただき、以後、利用できません。

芦屋市保健福祉部高齢福祉課

阪急バス 回数カード 販売所一覧

停留所名	販売所名	住所等
阪急芦屋川	駅改札窓口	月末3日～月初2日のみ発売
阪急芦屋川	大利昭文堂(書店)	芦屋市月若町8-1
JR芦屋	(株)花岩JR芦屋駅前ショップ	芦屋市松ノ内町1-20-113
潮見町	小田酒店	芦屋市潮見町7-10
芦屋浜営業所前	芦屋浜営業所	芦屋市新浜町1-3 (TEL 31-1121)



○芦屋市高齢者バス運賃助成事業実施要綱

注 平成16年4月1日から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の地域における活動、老人クラブ活動、スポーツ、趣味及び文化活動等の社会参加の機会をさらに促進するため、阪急バス利用者に対する運賃助成事業(以下「事業」という。)を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、芦屋市が阪急バス株式会社の協力を得て行う。
(平20.4.1・一部改正)

(対象者)

第3条 この事業によりバス運賃の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する70歳以上の者
- (2) 前号に掲げる者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の規定により外国人登録原票に登録されている者

(運賃の助成)

- 第4条 運賃の助成は、阪急バス降車時に高齢者バス運賃割引証(以下「割引証」をいう。)を提示することにより、受けることができる。
- 2 運賃の助成は、阪急バスが芦屋市内において発着する運転系統の全区間(芦屋市内において乗車又は降車する場合に限る。)において受けることができる。
 - 3 対象者は、運賃の助成を受けようとするときは、阪急バス降車時に、所定の運賃の半額(10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により算出した額とする。)を支払うものとする。
 - 4 助成額は、所定の運賃から前項の支払額を差し引いた額とする。

(平20.4.1・全改)

(割引証)

- 第5条 市長は、基準日に対象者に該当する者に割引証を郵送により交付する。ただし、基準日の翌日から次の基準日の前日までに対象者となる者については、申請により交付する。
- 2 割引証の有効期間は、交付した日から次の基準日の前日までとする。
 - 3 前2項の基準日は、基準年度(平成20年度及び平成20年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。)の4月1日とする。

(平20.4.1・全改)

(譲渡等の禁止)

第6条 割引証の交付を受けた者は、これを他人に譲渡し、貸与し、又は転売してはならない。
(平20.4.1・全改)

(割引証の返還)

第7条 割引証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに割引証を返還しなければならない。

- (1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。

- (2) その割引証が不要になったとき。
(平20.4.1・全改)

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(平20.4.1・旧第9条繰上)

附 則

この要綱は、昭和62年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

高齢者バス運賃割引証に関する アンケート調査報告書

平成 24 年 6 月発行

発行 芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町 7-6

TEL 0797-31-2121 FAX 0797-38-2160

ホームページ <http://http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編集 芦屋市保健福祉部高年福祉課

協力 関西学院大学大学院人間福祉研究科 菅野敬子

関西学院大学人間福祉学部山本隆研究室ゼミ生
